

支援教育地域支援整備事業実施要項

大阪府教育庁
教育振興室支援教育課

1 趣旨

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を進めるため、府立支援学校内の支援体制の整備はもとより、府内において、府立支援学校と市町村関係部局等が連携し、地域支援リーディングスタッフ等を活用して、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の教職員や保護者の様々なニーズに即応できる体制（以下、「地域支援体制」という。）の整備を図る。

2 事業の実施

(1) 府立支援学校における地域支援体制の推進

府立支援学校は、支援教育のセンター的機能を発揮するため、市町村関係部局等、小・中学校等からの要請に応じて以下の活動を行う。

- ア 訪問相談（学校訪問型・地区拠点校訪問型）や来校相談及び電話相談
- イ 合同相談会の企画や協力
- ウ 障がい理解推進、校内委員会等の体制づくりへの助言
- エ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けた助言
- オ 地域における教育、医療、保健、福祉、労働等の関連機関との連携・協力体制の構築
- カ 市町村関係部局等、小・中学校等が主催する研修会や協議会への参加
- キ 小・中学校等の教職員に対する研修講師の派遣
- ク 自立活動等における指導実践の公開、教材・教具に関する情報提供及び貸し出し等
- ケ 専門性の向上にむけた研究協議会・研修への参加
- コ その他、大阪府教育庁が必要と認める支援

各府立支援学校にあたっては、地域の実情・ニーズをふまえ、市町村教育委員会が指名する支援教育担当指導主事、小・中学校等の支援学級担任・通級指導教室担当者等からなる「市町村リーディングチーム」との連携を充実させるとともに、支援教育に関する相談・支援が円滑に実施できるように体制を整備する。

(2) 地域支援リーディングスタッフの任命

各府立支援学校は、府内の支援教育推進の中核を担う地域支援リーディングスタッフを指名し任命する。大阪府教育庁は、地域支援リーディングスタッフが活動する時間の一部を保障するため、非常勤講師を各府立支援学校に配置する。

(3) 地域支援リーディングスタッフの活用

小・中学校等の支援には、地域支援リーディングスタッフを相談員等として活用する。

(4) 地域支援リーディングスタッフ実践協議会の設置

大阪府教育庁は、地域ブロック連携体制等の情報共有、より有効な地域支援のあり方を協議するため年に3回程度の地域支援リーディングスタッフ実践協議会を開催する。

(5) 地域支援リーディングスタッフ実践協議会作業部会の設置

大阪府教育庁は、必要に応じて地域支援リーディングスタッフ実践協議会作業部会を設置することができる。

なお、構成員は、府立支援学校長・准校長の推薦による地域支援リーディングスタッフとする。

(6) 地域ブロック内連携体制

ア 地域ブロック割と指定

大阪府教育庁は、府内を8つの地域ブロック（豊能地域、三島地域、北河内地域、中河内地域、南河内地域、泉北地域、泉南地域、大阪市地域）に分割し、各地域ブロック内にある府立支援学校と小・中学校等を各地域ブロックの所属校として指定する。

またブロックを超えて府内の小・中学校等を支援する府立の視覚支援学校、聴覚支援学校、病弱支援学校を広域支援グループとして指定する。加えて府内の高等学校等を支援する、職業学科を設置する府立高等支援学校を職業学科高等支援グループとして指定する。

地域支援リーディングスタッフの活動範囲は、所属地域ブロック内を原則とするが、相談内容に応じて各ブロック間及び各グループ間の連携を推進する場合等はその限りではない。

<各地域ブロックに所属する府立支援学校、小・中学校等及び広域支援グループ、職業学科高等支援グループ一覧>

豊能ブロック

豊中支援学校、箕面支援学校、中津支援学校、
豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町に立地する小・中学校等

三島ブロック

高槻支援学校、吹田支援学校、摂津支援学校、茨木支援学校
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に立地する小・中学校等

北河内ブロック

寝屋川支援学校、守口支援学校、枚方支援学校、交野支援学校、交野支援学校四條畷校
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に立地する小・中学校等

中河内ブロック

八尾支援学校、東大阪支援学校、
東大阪市、八尾市、柏原市に立地する小・中学校等

南河内ブロック

富田林支援学校、西浦支援学校、藤井寺支援学校
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に立地する小・中学校等

泉北ブロック

和泉支援学校、泉北高等支援学校、堺支援学校、堺支援学校大手前分校、
泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町に立地する小・中学校等

泉南ブロック

佐野支援学校、泉南支援学校、岸和田支援学校
岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町に立地する小・中学校等

大阪市ブロック

思兼支援学校、難波支援学校、生野支援学校、住之江支援学校、東淀川支援学校、光陽支援学校、
西淀川支援学校、平野支援学校、東住吉支援学校
大阪市に立地する小・中学校等

広域支援グループ

大阪南視覚支援学校、大阪北視覚支援学校、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校
だいせん聴覚高等支援学校、中央聴覚支援学校、光陽支援学校、刀根山支援学校、羽曳野支援学校、

職業学科高等支援グループ

たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、すながわ高等支援学校
むらの高等支援学校、なにわ高等支援学校

イ 地域ブロック内の連携体制構築

府立支援学校及び市町村教育委員会は連携して、各ブロック内の地域支援体制の充実を図る。

* 高等学校への支援については、高等学校支援教育力充実事業における支援教育サポート校と積極的な連携を図り、地域ブロック割に基づき、支援学校・高等支援学校が行う。

ウ 地域ブロック推進校の指定

各地域ブロック内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、各地域ブロック内の府立支援学校を推進校として指定する。推進校は、地域支援リーディングスタッフ、市町村教育委員会、市町村リーディングチームの代表により組織される地域ブロック会議を運営する。

エ 地域ブロック会議の内容

地域ブロック会議において、地域ブロック内の連絡調整、支援事例の検討、公開講座の企画、個別の教育支援計画作成・活用の協議、地域における支援体制の充実のための課題解決に向けた取組み等を行う。

オ 広域支援グループとの連携体制構築及び支援要請

府立支援学校及び市町村教育委員会は、必要に応じて広域支援グループと連携し、視覚障がい、聴覚障がい、病弱に関する相談・支援を実施する。

カ 広域支援グループ幹事校の指定

広域支援グループ内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、グループ内の府立支援学校を幹事校として指定する。幹事校はグループ所属の支援学校を招集し、広域支援グループ連絡会を運営する。

キ 職業学科高等支援グループとの連携体制及び支援要請

府立支援学校は、必要に応じて職業学科高等支援グループと連携する。

* 高等学校への支援については、高等学校支援教育力充実事業における支援教育サポート校と積極的な連携を図り、地域ブロック割に基づき、支援学校・高等支援学校が行う。

ク 職業学科高等支援グループ幹事校の指定

職業学科高等支援グループ内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、グループ内の職業学科を設置する府立高等支援学校を幹事校として指定する。幹事校はグループ所属の支援学校を招集し、職業学科高等支援グループ連絡会を運営する。

ケ 地域ブロック推進校・広域支援グループ幹事校及び職業学科高等支援グループ幹事校連絡会の開催

大阪府教育庁は、必要に応じて地域ブロック推進校、広域支援グループ幹事校及び職業学科高等支援グループ幹事校による「地域ブロック推進校・広域支援及び職業学科高等支援グループ幹事校連絡会」を開催する。

参考：市町村における支援教育の推進

市町村教育委員会は、市町村の支援教育推進の中核となる複数の教員を指名し、市町村リーディングチーム等を組織する。以下に、市町村における活用例を示す。

- (ア) 市町村内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員への相談・支援
- (イ) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けた助言
- (ウ) 市町村関係部局や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校が主催する研修会への参加
- (エ) 地域ブロック推進校が運営する会議への参加
- (オ) 専門性の向上にむけた協議会・研修への参加
- (カ) その他、市町村教育委員会が必要と認めた支援

市町村においては、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の校・園内の支援体制の整備だけでなく、地域における相談・支援が適切に実施できるよう府立支援学校等のセンター的機能を活用する等、協働して地域ブロック体制整備を推進する。

(7) その他の事業・他団体との連携

①大阪府支援教育研究会との連携

府立支援学校及び市町村教育委員会は、大阪府支援教育研究会と連携し、必要に応じて各地域ブロック及び広域支援グループ・職業学科高等支援グループに対し、研究・研修を実施する。

②大阪府発達障がい者支援センターとの連携

府立支援学校及び市町村教育委員会は、大阪府発達障がい者支援センターと連携し、各地域ブロック及び広域支援グループ・職業学科高等支援グループに対し、研究・研修を実施する。

3 事業活動計画・事業報告等

(1) 府立支援学校は、本事業に係る事業活動計画書及び事業実施報告書を大阪府教育庁教育振興室支援教育課生徒支援グループ（以下、「生徒支援グループ」という。）に提出するものとする。

ア 地域ブロック推進校、広域支援グループ幹事校、職業学科高等支援グループ幹事校は、本事業に係る地域ブロック会議活動計画書及び地域ブロック活動報告書を生徒支援グループに提出するものとする。

イ 各府立支援学校は、本事業に係わる事業活動計画書、上半期及び下半期事業実施報告書を生徒支援グループに提出するものとする。

ウ 市町村教育委員会は、市町村リーディングチーム構成一覧と市町村リーディングチーム活用実施計画書及び活動実施報告書を大阪府教育庁教育振興室支援教育課支援学級グループに提出するものとする。

(2) 大阪府教育庁教育振興室支援教育課長は、必要に応じ、本事業の実施状況等について調査を行うことができるものとする。

4 事業に関する経費等

大阪府教育庁は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費を支出する。

5 事務局

本事業の事務局は、大阪府教育庁に置く。

6 その他

(1) 地域支援リーディングスタッフ実践協議会の詳細については、別途定める。

(2) 地域支援リーディングスタッフが実施する小・中学校等への支援要請の手続き等の詳細については別途定める。

(3) 地域支援リーディングスタッフの活動保障に係る非常勤講師の任用に関しては、各年度当初の府立学校教職員人事事務処理要領に基づき行うものとする。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。